級及び職制上の段階ごとの職員数(令和7年4月1日現在)

1 行政職給料表

(1) 職制上の段階ごとの職員数

(1) 城的工艺队指立艺艺城类级		
職制上の段階	(人)	(%)
主事級	34	54.0%
係長級	17	27.0%
課長補佐級	8	12.7%
課長級	2	3. 2%
次長級	1	1.6%
部長級	1	1.6%
合計	63	100.0%

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

	るごとの職員数及び職制上の段階 ■ 級別基準職務表に規定する	音に属する極の内訳 合計		内訳		
級	一級別基準職務なに規定する 基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	職制上の段階
	定型的な業務を行う職務	()()	(/0 /	臨床工学技士	1	
1級		1	1.6%			
				1111	1	•
	特に高度の知識又は経験を必			主事	2	
	要とする業務を行う職務			技師	1	
				薬剤師	1	
				診療放射線技師		
				臨床検査技師		主事級
2級		8	12.7%	臨床工学技士		
				理学療法士	1	
				作業療法士	2	
				公認心理師		
				歯科衛生士	1	,
	1 係長又は主任の職務			<u></u> → //		
	1 係長又は主任の職務 2 職務の内容、責任の程度			主任	25	
3級	が前号と同等と認められる	32	50.8%	(兵長) (長) (長) (長) (長) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	6	
	職務				32	ı
	1 高度の知識又は経験に基			主査	8	
	づき特に困難な業務を分掌			[二章 係長	2	係長級
-	する係長の職務					DI 200
4級	2 職務の内容、責任の程度	10	15. 9%			
	が前号と同等と認められる 職務					
	4联分 为			計品	10	•
	1 課長補佐の職務			課長補佐	2	
	2 職務の内容、責任の程度			副主幹	6	
5級	が前号と同等と認められる 職務	8	12.7%	主任主査		課長補佐級
	415A.727					
	STULET - White			======================================	8	
	1 課長の職務 2 職務の内容、責任の程度			課長	1	
6級	が前号と同等と認められる	2	3.2%	薬剤部長	1	課長級
	職務				1 0	
	1 次長の職務			次長	r 2	
	2 職務の内容、責任の程度					
7級	が前号と同等と認められる	1	1.6%			次長級
	職務			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 1	
	1 事務局長の職務			事務局長	1	
	2 職務の内容、責任の程度					In P /-
8級	が前号と同等と認められる	1	1.6%			部長級
	職務			- 新日	1	li di
	合計	63	100.0%		•	

⁽注)割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。

2 医療職給料表(1)

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	0	0.0%
係長級	10	31.3%
課長補佐級	16	50.0%
課長級	4	12.5%
次長級	2	6.3%
合計	32	100.0%

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

(4) 78	とことの職員数及の職制上の段階	可に偶りる	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
級	級別基準職務表に規定する	<u>合</u> 計		内訳		職制上の段階
//9X	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	机加工小权阳
1級	医療業務を行う職務	0	0.0%	医師		主事級
				計	0	
2級	相当高度の知識経験に基づき 困難な医療業務を行う職務	10	31. 3%	医長	10	
			,	計	10	係長級
3級	1 副院長の職務 2 高度の知識経験に基づき 困難な医療業務を行う職務	12	37. 5%	医長 科長	12	課長補佐級
				計	12	珠女佣佐椒
	1 困難な業務を行う副院長			科長	4	
	の職務			部長	4	課長級
4級	2 極めて高度の知識経験に 基づき困難な医療業務を行 う職務	10	31. 3%	副院長	2	次長級
	기 19NG/기			計	10	
	合計	32	100.1%			

(注)割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。

3 医療職給料表(2)

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	130	92.2%
係長級	7	5.0%
課長補佐級	3	2.1%
課長級	1	0.7%
合計	141	100.0%

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

(2) ///	ことの職員数及び職制上の段階						
級	級別基準職務表に規定する	合計		内訳		職制上の段階	
1025	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	[57][4] - [54] E	
1級	准看護師の職務	1	0. 7%	准看護師	1		
2級	1 看護師の職務 2 高度の知識又は経験に基 づき困難な業務を行う准看 護師の職務	46	32. 6%		46		
) / = + +			計	1	> /	
3級	 主任看護師の職務 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う看護師の職務 	58	41. 1%	主任看護師 看護師 計計	16 42 58	主事級	
4級	1 看護師長補佐の職務 2 高度の知識又は経験に基 づき困難な業務を行う主任 看護師の職務	25	17. 7%	看護師長補佐	21 4		
5級	副看護部長又は看護師長の職 務	10	7. 1%	主任看護師 看護師長 副看護部長	7 3 10	係長級 課長補佐級	
6級	看護部長の職務	1	0. 7%	看護部長	1	課長級	
	合計	141	100.0%	• •	-		

(注)割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。

4 技労職員等給料表

	加 貝等給料表					
級	級別基準職務表に規定する	合計		内訳		
/19/X	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	
1級	1 ボイラー技士(以下「技士等」という。)の職務 2 用務員、看護助手及び作業療法助手(以下「用務員等」という。)の職務	9	90. 0%	看護師見習 理学療法士見習 計	7 2	
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする技士等の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする用務員等の職務	0	0.0%	計	0	
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする技士等の職務 2 高度の経験を必要とする 作業を行う用務員等の職務	0	0.0%		0	
4級	1 技能職の長の職務又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする技士等の職務 2 主任用務員の職務又は特に高度の経験を必要とする作業を行う用務員等の職務	1	10. 0%	用務員	1	
5級	1 高度の技能若しくは経験 を必要とする技士等の長の 職務又は高度の技能若しく は経験を必要とする技士等 の主任の職務 2 用務員長の職務又は高度 の経験を必要とする作業を 行う用務員等の主任の職務	0	0.0%		0	
	合計	10	100.0%		0	

合計 10 100.0% (注)割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。